

事業用自動車事故調査報告書 概要

～大型トラックの追突事故～

(静岡県焼津市)

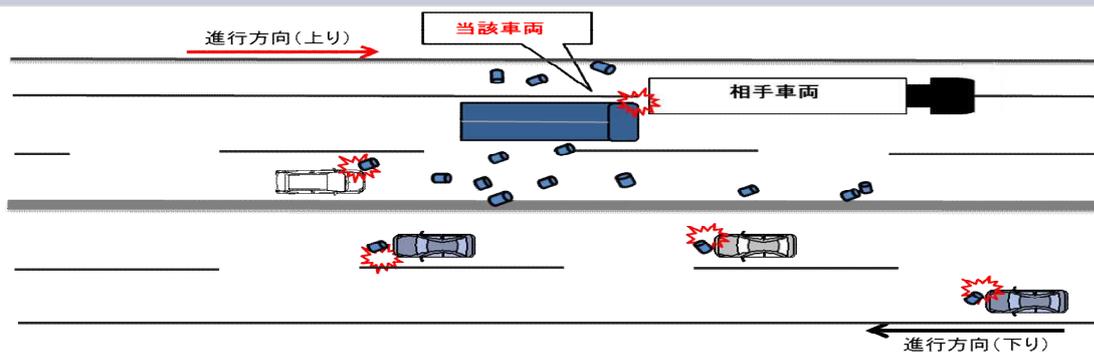
事故概要

平成28年8月28日22時13分頃、静岡県焼津市の東名高速道路（上り）の大井川橋において、大型トラックが片側2車線の第1通行帯を走行中、前方の路側帯に停車していたトラクタ・セミトレーラに追突した。追突の衝撃で大型トラックに積まれていたドラム缶のうち40本が落下し、散乱したドラム缶が上り車線1台及び下り車線3台の乗用車に接触した。

この事故により、大型トラックの運転者が軽傷を負ったほか、上り車線走行中の車両1台及び下り車線走行中の車両1台の運転者がそれぞれ軽傷を負い、ドラム缶に入っていた潤滑油約1,000リットルが路上に流出した。



事故状況図



原因

- 運転者が、約90km/hの速度で視線を遠くにして**漫然と運転**していたため、相手車両が走行車線に約0.8mはみ出して**停止していたことに気付かず追突した**ものと考えられる。
- 運転者は、改善基準告示に定める**拘束時間や連続運転時間の制限を超える勤務が多数認められ**、事故当日も、**5時間を超える連続運転**を行っていたものであり、同運転者の疲労が蓄積し、注意力が低下していた可能性が考えられる。
- 事業者においては、運行管理者が運転者の拘束時間や連続運転時間の確認を十分行うことなく、依頼に応じて出庫時に予定されていない運送も下請運送として引き受けている状況にあり、**点呼や運行指示も適切に実施されていないなど、労務管理・運行管理が不適切であったことが、改善基準告示違反の状態を生じさせ、事故の背景にもなった可能性が考えられる。**

再発防止策

- ★事業者は、運転者の疲労が蓄積した状態での運転等による事故を防止するため、次に掲げる取組を徹底する必要がある。
 - 運転者の勤務状況を把握し、**疲労が蓄積しないように適切な乗務管理**を行うこと。
 - 運行管理者に対し、**点呼を確実に実施**し、安全運行のための必要な指示を行うよう指導すること。
 - 運行中に当初の運行計画を変更する場合は、運行管理者において、点呼簿に正確に記録を残すとともに、必要により中間点呼を行う時間や場所を伝達し、休息期間や休憩場所について指示するなど、**運転者が過労運転とならないよう十分考慮した適切な運行指示**を行うこと。